

申告相談受付期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日は除く)

所得税の確定申告・住民税申告のぐ案内

確定申告が必要になる主な方

- ① 所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- ② 給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ④ 複数の事業所から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与の収入金額と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

※確定申告をする必要がない方でも、医療費控除などを申告することで所得税が還付される場合があります。

※公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の方は確定申告の必要はありません。ただし、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は住民税の申告が必要です。

住民税の申告が必要な方

平成27年1月1日に甲賀市に居住している方で、確定申告をしていない方が対象です。

申告相談日程

期間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日は除く)

時間 各会場 9時～11時30分、13時～16時

- 対象** 甲賀市の申告会場では、平成27年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方のみです。
- 次の申告については受付できませんので、税務署の申告会場で申告してください。
- ・譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある方
 - ・住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
 - ・事業所得(農業・営業等の所得)の合計収入額が1000万円以上の方
 - ・雑損控除を受ける方
 - ・青色申告、消費税の申告、過年度の確定申告、死亡された方の申告(準確定申告)
 - ・その他複雑な内容の申告

申告相談時のお願い

農業所得・営業所得など、事業所得のある方は、必ず事前に収支内訳書を作成してご来場ください。

医療費控除を受ける場合は、領収書を「医療を受けた人ごと・病院別・支払日順」に並び、合計額を計算し記載しておいでください。

昨年の申告書の控えをお持ちの場合は、必ず申告相談時に持参してください。

会場	水口	甲南	甲賀	土山	信楽
月日 曜	水口社会福祉センター 1階 福祉ホール	甲南庁舎 2階 大会議室	甲賀大原地域市民センター 2階 会議室	土山開発センター 2階 研修室2A・2B	信楽開発センター 1階 大集会室
2月16日(月)					朝宮・多羅尾学区
2月17日(火)	伴谷地区	中部学区	※ご注意 この期間は開催していません。	大野学区	
2月18日(水)				山内学区	信楽学区
2月19日(木)		第2学区			
2月20日(金)	柏木地区			※ご注意 この期間は開催していません。	※ご注意 この期間は開催していません。
2月23日(月)			大原学区		
2月24日(火)		希望ヶ丘学区			
2月25日(水)					
2月26日(木)					
2月27日(金)					
3月 2日(月)	貴生川地区				
3月 3日(火)			※ご注意 この期間は開催していません。	土山学区	雲井学区
3月 4日(水)		第1学区			
3月 5日(木)	岩上地区			鮎河学区	小原学区
3月 6日(金)					
3月 9日(月)					
3月10日(火)	水口・綾野地区の 農業所得者	営業等所得者	油日学区	※ご注意 この期間は開催していません。	※ご注意 この期間は開催していません。
3月11日(水)	水口・綾野地区の 上記以外の所得者	第3学区	佐山学区		
3月12日(木)					
3月13日(金)					
3月16日(月)			未相談者		

- 該当する日に都合がつかない方は、他の日や会場でも受付できます。
- 駐車場の台数が限られていますので、できるだけマイカーでのご来場はご遠慮ください。
- 申告会場への電話問い合わせは受け付けていません。直接、税務課または水口税務署へご連絡ください。

住民税について：税務課
☎65-0679 / ☎63-4574

所得税について：水口税務署
☎62-0314 (自動音声)

問い合わせ

【控除証明書について】
日本年金機構 控除証明書専用ダイヤル
☎0570-058855

【前納の控除方法について】
草津年金事務所・国民年金課
☎077-5672220

保険年金課 国保年金係
☎65-06888 / ☎63-4618

前納の控除方法について

1年前納・2年前納を年末調整や確定申告の社会保険料控除に利用される場合は、全額を納めた年に控除する方法と各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法があります。

詳しくは、草津年金事務所・国民年金課までお問い合わせください。

国民年金保険料を納付されている方へ

国民年金保険料の控除証明書について

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の所得から控除され、税額が軽減されます。

平成26年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ず添付してください。

控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、日本年金機構へ直接お問い合わせください。

簡易チェック

給与の収入がある方

勤務先で年末調整を済ませた
年末調整をした給与所得以外に
別の給与収入や他の所得がある
別々の給与収入や他の所得がある

はい
いいえ
はい
いいえ

左下★へ
左下★へ

公的年金収入がある方

公的年金収入が
400万円以下である
公的年金以外の所得がある
公的年金以外の所得がある

はい
いいえ
はい
いいえ

左下★へ
左下★へ

給与・公的年金以外の所得がある方

所得の合計額が所得控除の
合計額を超えている

はい
いいえ

左下★へ
左下★へ

源泉徴収票の控除の内容に変更がある(扶養の増減や控除の追加など)

はい
いいえ
いいえ

A
B
C

チェック

A 確定申告が必要です(金額・内容によっては住民税申告となる場合があります)

B 住民税申告が必要です

C 申告の必要はありません

- ① 給与とや年金以外の所得がある方
給与を受けている方で、事業所から給与支払報告書が甲賀市に提出されていない方
- ② 収入がわかる書類
- ③ 医療費控除などを受けようとする方
甲賀市以外の市町村に居住する方の扶養になつている方
- ④ 還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの
- ⑤ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明が必要な方へ
- 水口庁舎市民課、または旧支所である土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センターにて無料で発行しますが、申告書に添付の必要はありません。(普通徴収のみ)
- その他、受けようとする控除の必要書類
- ・ 給与とや年金がある方は源泉徴収票(原本)
 - ・ 農業、営業、不動産の所得がある方は収支内訳書(事前に作成しておくこと)
 - ・ 右記以外の所得がある方は、その所得を証明する書類
 - ③ 控除を受ける場合はそれぞれの証明書等
 - ・ 国民年金保険料、任意継続の健康保険料の証明書
 - ・ 生命保険料や地震保険料などの証明書
 - ・ 医療費の領収書(合計額を計算しておくこと)